

最高裁秘書第2927号

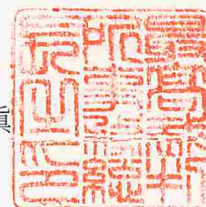
令和2年11月30日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理司 様

最高裁判所事務総長 中 村

慎



苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、当庁がした司法行政文書の不開示の判断は、下記2の答申を受けたことを踏まえ、相当であると判断しましたので、通知します。

記

1 苦情の申出の内容

(1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

司法修習生採用選考申込書において、逮捕歴及び補導歴まで記載させている理由が分かる文書（裁判所HPに掲載されている文書は除く。）（最新版）

(2) 苦情の申出がされた日

1月6日付け（同月8日受付）

2 答申番号

令和2年度（最情）答申第27号

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）